

## 茨城県リスクリング講座補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、すべての企業人が身につけるべきデジタルリテラシー習得の場の拡大を図るため、企業人に対するリスクリング講座を開設しようとする教育機関等に対し、予算の範囲内において茨城県リスクリング講座補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は同法第124条に規定する専修学校

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
  - (1) 国、県又は市町村の支出する他の補助金の交付を受ける事業
  - (2) 国、県又は市町村が出資する財団法人等からの助成金の交付を受ける事業
  - (3) 教育訓練を実施する者の組織運営等に係る経常的事業
  - (4) 受講に関し、広く労働者一般を対象としたものではなく、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けている事業
  - (5) 専ら特定の企業、団体又は個人の利益を追求する事業
  - (6) 宗教的活動に関する事業
  - (7) 政治的活動に関する事業
  - (8) 公序良俗に反する事業

### (補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

- 2 交付する補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、かつ一講座あたり100万円を上限とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事に定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(補助対象経費の額の30パーセント以内の変更を除く。)又は事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月7日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、補助金額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき

- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の指示に違反したとき
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき
- (5) 補助事業者が、茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき

（証拠書類の保存）

第 12 条 補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

第 13 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要項は、令和 5 年 10 月 4 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 6 年 4 月 3 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	備考
<p>第 2 条に規定する者が、企業人向けにデジタルリテラシーに関するリスクリング講座を開講する場合、その経費の一部を補助する。ただし、以下の条件を全て満たすものに限る。</p> <p>① 以下のいずれかの試験の出題範囲を含む内容であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号）別表に掲げる IT パスポート試験</li> <li>・一般社団法人データサイエンティスト協会が実施するデータサイエンティスト検定<sup>TM</sup>リテラシーレベル (DS 検定<sup>®</sup>)</li> <li>・一般社団法人日本ディープラーニング協会が実施する G 検定</li> </ul>	<p>学生向けの既設講座を企業人向けに拡大したときは、受講対象者の拡大による掛かり増し経費のみを補助対象とする。</p>

<p>② 学生のみを対象とした講座でないこと。</p> <p>③ 本要項制定日以降に新たに企業人を対象として開設する講座であること。</p> <p>④ 当該講座の開講期間が、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月7日までに実績報告書が提出できるものであること。</p> <p>⑤ 当該講座において、受講者が一人以上いること。</p> <p>⑥ 当該講座が20時間以上であること。うち2時間以上は対面での講座であること。</p> <p>⑦ 対面での講座は、茨城県内において実施すること。</p>	
---	--

別表2（第4条関係）

補助対象経費	備考
人件費	補助事業実施に直接関わる教職員等の給与等
報償費	外部講師への謝金、手当等
旅費	補助事業実施に要する教職員、講師の交通費等
需用費	事業実施に直接必要となる消耗品費、教材購入費、印刷製本費等
役務費	受講者募集に係る広告塔の広報媒体を活用するために支払われる広告宣伝費、手話通訳・字幕・翻訳料等
委託費	事業実施に必要な外部委託に要する経費（オンライン受講システム開発、デザイン制作、パンフレット制作等）。ただし、自ら実行することが困難な業務に限る。
使用料及び賃借料	講座を実施する教室借り上げ料、講座実施に直接必要な機器・設備等のリース料として支払われる経費等
その他経費	その他、補助事業実施にあたり知事が必要と認める経費

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)  
所在地  
法人名  
法人代表者職氏名  
電話番号

茨城県リスキリング講座補助金交付申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- ①事業実施計画書
- ②収支予算書
- ③補助対象経費の積算根拠（収支予算書の積算内訳）が分かる書類
- ④その他必要と認められる資料

3 受領方法  口座振替払

金融機関名	銀行	支店	口座種別	
(フリガナ)				
口座名義				
口座番号				

4 本件の責任者及び連絡担当者

担当者所属	
責任者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県リスクリング講座補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり交付することに決定したので、茨城県補助金交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第7条の規定により通知する。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 その他

【本件の責任者及び担当者】

担当者所属	茨城県産業戦略部産業人材育成課
責任者職氏名	茨城県産業戦略部産業人材育成課長 ○○ ○○
担当者職氏名	茨城県産業戦略部産業人材育成課 ○○ ○○
電話番号	
メールアドレス	

様式第3号（第8条第1項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)  
所在地  
法人名  
法人代表者職氏名  
電話番号

茨城県リスクリング講座補助金計画変更承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

記

1 変更内容

2 変更額 交付決定額 : \_\_\_\_\_ 円  
変更額 : \_\_\_\_\_ 円  
変更後申請額 : \_\_\_\_\_ 円

3 変更理由

4 本件の責任者及び連絡担当者

担当者所属	
責任者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第4号（第8条第2項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)  
所在地  
法人名  
法人代表者職氏名  
電話番号

茨城県リスクリング講座補助金中止（廃止）承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 本件の責任者及び連絡担当者

担当者所属	
責任者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(※) 表題等について、不要な文字を二重線で除すこと。



様式第5号（第9条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)  
所在地  
法人名  
法人代表者職氏名  
電話番号

茨城県リスキリング講座補助金実績報告書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

1 交付精算額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- ①事業実施報告書
- ②収支精算書
- ③補助対象経費の支出証拠書類
- ④講座の教育内容を明らかにした書類
- ⑤受講者一覧
- ⑥その他必要と認められる資料

3 本件の責任者及び連絡担当者

担当者所属	
責任者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第6号（第10条関係）

番 号  
年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県リスキリング講座補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについて、下記のとおり交付額を  
確定したので通知する。

記

交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

【本件の責任者及び担当者】

担当者所属	茨城県産業戦略部産業人材育成課
責任者職氏名	茨城県産業戦略部産業人材育成課長 ○○ ○○
担当者職氏名	茨城県産業戦略部産業人材育成課 ○○ ○○
電話番号	
メールアドレス	